

# Tax News Flash

July 2016



## インドネシア租税特赦法 (Tax Amnesty)

長い間論争となっていた租税特赦法 (Law No. 11/2016) が2016年6月28日に国会で承認され、大統領の署名により7月1日に発効しました。本法律により税収が増加し、税収基盤が拡充することで税制改正の道筋が開かれ、経済成長に繋がるものと期待されます。

インドネシア中央銀行は約560兆ルピア (420億USドル) の資金がインドネシアに還流し、165兆ルピアの“再入国税”を見込んでいますが、楽観はできないとの見方もあります。

### 租税特赦法の概要

自己申告によるメリット	自己申告しない場合、もしくは不完全な情報を申告した場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>前課税年度までの課税対象で、宣誓書に記載された資産については、               <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 租税公課</li> <li>(ii) 行政処分 (課徴金)</li> <li>(iii) 租税刑事罰</li> </ul>               が免除される。             </li> <li>申告した資産に対しては、通常の税率 (法人25%、個人30%) よりも極めて低い税率が適用される。詳細は次ページの税率表を参照。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1985年1月1日から2015年12月31日までの期間で申告されていない資産を税務当局が発見した場合、“追加資産”として現行法に基づく課税がなされる。</li> <li>上記の追加資産について、               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 申告していない場合は、その全額に対して現行法に基づく税金とペナルティが課せられる。</li> <li>- 不完全な情報を申告した場合は、差額に対して通常税率での課税に加え、200%の課徴金が科せられる。</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>前課税年度までの税務調査や初期証拠調査は行われない。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>適用税目は法人税・個人所得税、VAT、奢侈税。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>非登録の納税者を含む全納税者が申告可能。ただし、被捜査中の者、裁判で係争中の者、租税に関して有罪判決を受けた者を除く。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>進行中の税務調査、初期証拠調査は中止される。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>2017年12月31日までに所有権を移転した有形資産 (土地、建物、株式) に係る課税が免除される。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>2017年3月までに最大3回の申告が可能。</li> </ul>	

## 自己申告した場合の取り扱い

自己申告した場合は、下記の取り扱いがなされます。

- ・ 国外から還流した資産は、移転後少なくとも3年間はインドネシアで調査を受けなければならない。
- ・ 国内資産は、確認書（財務省／インドネシア税務当局が発行する承認書）発行から3年間は国外に移転できない。
- ・ 記帳義務がある納税者（すなわち法人）は、宣誓書に記載した追加資産の総額と直近の税務申告書との差額を、利益剰余金の追加として記帳しなければならない。
- ・ 有形資産、無形資産を問わず、全ての追加資産は課税所得算定において減価償却できない。
- ・ 繰越欠損金は失効する。
- ・ 過払い税金（VATを含む）は失効する。
- ・ 過払い税金の還付申請はできない。
- ・ 既存の全ての租税債務は支払わなければならない。
- ・ 過去の税務申告書を修正することはできない。

## “再入国税”－税率

本法律による申告資産に対しては“再入国税”が課せられ、税率は国外資産・国内資産の区分、および申告時期により2%～10%まで異なります。

税率	2016年 7月～9月	2016年 10月～12月	2017年 1月～3月
国外資産（国内還流なし）	4%	6%	10%
国外資産（国内に還流し、少なくとも3年間の調査を受ける）	2%	3%	5%
国内資産（少なくとも3年間は国外移転不可）	2%	3%	5%

年間売上高が48億ルピア以下の納税者に対しては、以下の税率が適用されます。

- ・ 100億ルピアまでの追加資産に対しては0.5%
- ・ 100億ルピアを超える追加資産に対しては2%

## “再入国税”－計算方法

追加資産から直接関連する既存の負債や借入を控除した純額（Net Asset Value）が課税標準となります。一見単純そうに思われますが、以下の点に留意する必要があります。

- ・ インドネシアルピアで計算しなければならない。
- ・ 現金は額面、現金以外の資産は公正価値で評価しなければならない。
- ・ 負債額は次の金額を上限とする。
  - － 法人の場合は追加資産の75%
  - － 個人の場合は追加資産の50%
- ・ 外貨建て資産は、直近の税務申告書を提出した課税年度末日の税務レートを用いて、インドネシアルピアに換算しなければならない。

## 申告要件

本法律の適用を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

- － 納税者番号（NPWP）の取得（本法律適用申請前に納税者登録することも可能）
- － “再入国税”の納付
- － 既存の全ての未納付税金の支払い
- － 前年度の法人税・個人所得税年次申告書の提出
- － 係争中の案件の取り下げ（還付請求、税務調査における税額更正・課徴金の取り消し・減額申請、異議申し立て、税務裁判、最高裁司法審査など）



## 宣誓書の記載要件、添付書類

自己申告にあたっては、以下の内容を記載した宣誓書を提出する必要があります。

- 納税者番号
- 追加資産の詳細リストと、所在地や取得日等のサポート資料
- 関連する負債の詳細リストと、ローン契約書等のサポート資料
- 追加資産純額 (Net Asset Value) の計算書
- “再入国税”の計算書
- “再入国税”の納付書
- 直近の年次申告書のコピー
- 既存の全ての未納付税金を支払った証憑
- 係争中の案件を取り下げる旨の陳述書
- 国外資産：インドネシア国内に還流し、少なくとも3年間の調査を受ける旨の陳述書
- 国内資産：当局による承認の後、3年間は国外に移転しない旨の陳述書

宣誓書は納税者がサインする必要があります。法人の場合は定款で定められた最高職位の者（通常は社長）がサインしますが、権限委譲することも認められます。

## 申告手順

納税者は管轄税務署（あるいは指定された税務署）を通じて、宣誓書と添付書類を財務省に提出し、受領書入手します。

宣誓書提出から正式な承認までの間、税務調査や初期証拠調査、租税犯罪捜査は行われません。進行中の調査・捜査は中断され、財務省により承認書が発行された時点で正式に中止となります。

追加資産の訂正等により“再入国税”が過払いとなった場合は返金、または承認書の発行もしくは訂正宣誓書の提出から3ヶ月以内の租税債務と相殺されます。

## 秘密保持

宣誓書に記載された情報は、他の調査・捜査には利用されません。秘密保持に反した場合、最高懲役5年の刑が科せられます。

## KPMGコメント：

本法律に関しては賛否両論あるものの、適用申請により過年度の課税問題が解決し、今後の課税関係が明確になることから、納税者にとってメリットのあるものと解されます。

ただし、追加資産の公正価値をどのように評価するか、追加資産の実在性を立証するためにどのような書類を準備しなければならないか等、詳細については不明な点も多く、今後の適用指針を待つこととなります。

適用申請にあたっては、税務専門家、法律専門家と事前に協議されることをお勧めします。

詳細は、以下にお問合せください。

**KPMG Advisory Indonesia**

税務サービス

33rd Floor, Wisma GKBI  
28, Jl. Jend. Sudirman  
Jakarta 10210, Indonesia  
電話: +62 (0) 21 570 4888  
ファックス: +62 (0) 21 570 5888

ジャパンデスク

三竿 祥之

**KPMG Advisory Indonesia**

Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id

石渡 久剛

**KPMG Advisory Indonesia**

Hisatake.Ishiwatari@kpmg.co.id

西本 弘 (監査)

**Siddharta Widjaja & Rekan**

Hiroshi.Nishimoto@kpmg.co.id

松本 太一 (監査)

**Siddharta Widjaja & Rekan**

Taichi.Matsumoto@kpmg.co.id

ローカル責任者

**Abraham Pierre**

**Partner In Charge, Tax Services**

Abraham.Pierre@kpmg.co.id

[kpmg.com/id](http://kpmg.com/id)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2016 KPMG Advisory Indonesia、インドネシアの有限責任会社はKPMGネットワークに属する独立したメンバーファームであり、スイスの協同組合 (cooperative) であるKPMG Internationalに加盟しています。著作権は弊社に所属します。

KPMGの名称、ロゴは登録されたKPMG Internationalの商標です。